

10. 回答者からの自由なご意見

問5 このたびのアンケートに対するご感想、または三重県行政に対するご意見などございましたらご自由にお書きください。今後の参考にさせていただきます。

今回の調査で、上記の質問を設定して回答者の方にご意見をお聞きしたところ、計1,316人の方から回答が得られ、延べ1,912件の意見にまとめました。記入していただいたご意見は、

- (1) 一万人アンケートについての意見 244件
- (2) その他の意見 1,668件

に分類しました。内容等は、以下のとおりです。

(1) 一万人アンケートについての意見並びに県の考え方

いただいたご意見の中には、内容を同じくするご意見もありますので、ご意見をいくつかの類型に分類し、主な意見として集約した上で、県の考え方を併せて提示いたします(詳細は次項以降)。

(2) その他の意見

県政のさまざまな分野に対するご意見もいただきました。

いただいたご意見につきましては、この調査を担当している企画室から関係部署等へ情報伝達し、県として諸施策の今後の展開を検討するための参考資料として活用いたします。なお、ご意見を県行政の各分野における44項目別に分類した件数は次のとおりです。

01. 人権尊重	22件	02. 生涯学習	17件
03. 学校教育	51件	04. 青少年の健全育成	23件
05. 高等教育機関	5件	06. 市民活動	34件
07. 文化・芸術	18件	08. 歴史・文化遺産	4件
09. スポーツ・レクリエーション	16件	10. 地域での防災の取組	8件
11. 災害対策	35件	12. 交通安全	31件
13. 防犯	43件	14. 食の安全	6件
15. 高齢者、障害者の社会参画	7件	16. 保健予防体制	4件
17. 子育て環境	66件	18. 医療体制	45件
19. 福祉サービス	81件	20. 自然環境との共生	32件
22. ごみの減量	40件	23. きれいな空気	9件
24. 川や海の水質	13件	25. 地球温暖化防止	6件
26. 農林水産業の振興	21件	27. 産業振興	26件
28. 観光	22件	29. 技術開発	1件
30. 地域商工業	23件	31. 雇用	45件
32. 職業能力開発	2件	33. 国際化	9件
34. 広域交流・連携	9件	35. 情報ネットワーク	15件
36. 高速交通網	30件	37. 道路の整備	85件
38. 公共交通機関	60件	39. 港の整備	1件
40. 快適なまちづくり	47件	41. 農産漁村づくり	1件
42. 過疎地域等の振興	61件	43. エネルギー	5件
44. 飲料水の供給	3件		
新しい時代の公	25件	広聴広報	139件
その他	422件		

一万人アンケートについての意見並びに県の考え方 一覧

アンケートの目的（44件）

- ・ この程度のアンケート調査で、県民のニーズがわかるのか。
- ・ 目的をはっきりし、具体的な質問をするべきである。
- ・ アンケート項目はすべて重要なものであり、重要か重要でないかを聞くのはおかしい。
- ・ 今回のようなアンケートは大変よいと思う。

〔県の考え方〕

アンケート調査の目的についてのご意見をいただきました。

県は、平成16年3月に総合計画「県民しあわせプラン」を策定し、「みえけん愛を育む“しあわせ創造県”」をめざし、「県民が主役の県政」を推進しています。このためには、県民の皆様の意向等（ニーズ）を把握して県政に反映していくことが重要と考えており、平成10年度から一万人の県民の方にアンケート調査をお願いし、今年度が7回目の調査となっています。

県行政の各分野にわたる44項目に関して、重要意識、満足意識、認知意識をお聞きし、これらを組み合わせて分析することで、県民の方のニーズが高い項目は何かなどについて知ることが可能と考えていますので、ご理解をくださいますようお願いいたします。

また、44のアンケート項目はすべて重要であり、重要か重要でないかを聞くことはおかしいのではないか、といったご意見もいただきました。

ご指摘のとおり、アンケートの結果をみましても、44項目すべてで50%以上の県民の方が重要であると回答しています。こうした中、各項目に対する県民の方の満足状況はどのようになっているか等を組み合わせて分析することで、より重要な項目は何なのかを明らかにすることができるものと考えていますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

一方、今回の調査に対して、激励・賛同のお言葉もいただきました。県としましても、さまざまなご意見に耳を傾けながら、有意義なアンケートになるよう努めてまいりたいと考えています。

アンケート実施方法（15件）

- ・ 真剣に県民の意向を聞くのであれば、直接聞き取り調査すべきではないか。
- ・ 不特定多数の人にアンケートを実施するのではなく、分野ごとに行ったほうが生かせる結果が出ると思う。
- ・ インターネットを利用したアンケートにするべきである。
- ・ マークシート方式にするべきである。
- ・ 県の取り組み内容がわかるように説明資料を添付するなどするべきである。

〔県の考え方〕

アンケート調査の方法についてのご意見をいただきました。

アンケート調査には多くの実施方法があり、今回の調査で用いた郵送調査法や、国勢調査などで用いられている面接調査法などがあります。そして、各々の調査法にはそれぞれ長所、短所があり

ます。

郵送調査法は、調査地域を広く設定でき、調査に要する費用は小さいのですが、回収率は低くなります。また、面接調査法は、調査票の回収率は高いのですが、調査員の交通費、手当及び教育費などといった調査に要する費用が高くなります。

今回の調査の目的は、できるだけ幅広い県民の皆様の意向を把握することであるため、郵送調査法が最も適していると判断しました。

アンケートを分野ごとに分けて行うべきであるといったご意見もいただきました。

一万人アンケートでは、県行政の各分野全般にわたる 44 項目について広くご意見をお聞きし、どのような分野や項目で県民ニーズが高いのかを分析し、これを県政に反映していくことを目的としています。また、地域ごとの県民ニーズを明らかにするため、地域別の分析も行っていますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

さらに、県の取組内容についての説明資料を添付するなど、県の取組内容がわかるようにすべきであるというご意見もいただきました。

一般的に、アンケート調査時に回答者に対して設問に関する過剰な情報を知らせることは、調査の結果をゆがめることにつながるとされており、本調査でもそのような資料は同封していません。ご指摘の点については、県の広聴広報活動等を通じ、日頃から県民の皆様に、県の取り組んでいる施策に関する情報を適切にお知らせできるよう努めていきます。

対象者（数）の抽出方法（10件）

- ・ 一万人に限定するのではなく、全県民（又は、全成人）にアンケートをとったほうがよいのではないか。
- ・ 対象者を無作為に選んでいるというが、どのように選んでいるのか。
- ・ 高齢者なので、もっと若い人にアンケートをとってほしい。

〔県の考え方〕

アンケート調査の対象者（数）についてのご意見をいただきました。

アンケート調査を行う場合、何人の方から回答をいただく必要があるのか、いわゆる標本数を事前に見積もることが必要です。

三重県にお住まいの成年男女約 150 万人の方を対象とする今回の調査では、統計的にみて、約 2,000 人の方から回答があれば全体の意見を反映していると考えられます。このことと、地域別に分けた分析を行うこと、過去の一万人アンケートの回収率、及び他のアンケート調査の回収率の推移などを勘案して、調査対象数を 10,000 人としています。

また、調査対象者の抽出方法についてのご意見もいただきました。

今回の調査では、市町村選挙管理委員会の選挙人名簿からの単純無作為抽出法（注 1）を採用しています。結果として過去に一万人アンケートにご協力くださいました方に調査票が届いている場合があるかもしれませんが、決して同じ方を意図的に抽出しているわけではありません。

さらに、回答者ご自身の年齢などを危惧するご意見もいただきました。

統計的には、「すべての調査対象者は回答者となる可能性を等しく有する」ことが無作為抽出法の基本であるため、結果として調査対象となった方の年齢などはそれぞれ異なります。調査対象と

なられた高齢者の方など、ご負担をおかけしていることとご推察いたしますが、皆様からの回答は、すべて貴重なお答えとしてお取り扱いさせていただきます。

(注1) 単純無作為抽出法

標本抽出台帳から、乱数表を用いて必要な標本を抽出する方法を指す。今回の調査では、選挙人の氏名が順に並んでいる名簿(選挙人名簿)のなかから、調査対象者を一定間隔(間隔数は地域ごとに異なる)で抽出した。

アンケート結果の公表(13件)

- ・ このアンケートの結果は、どのように集計し、どのように公表するのか。
- ・ アンケートの結果は、ホームページでしかわからないのか。県の広報紙にも記載すべきである。

〔県の考え方〕

アンケート調査結果の公表方法についてのご意見をいただきました。

今回の調査の目的は、「アンケートの目的」でも述べたとおり、県政に反映させるべく県民の皆様のご意向等(ニーズ)を把握することです。7月に速報結果を公表するとともに、今後の県政運営においてその結果を反映することができるよう、平成18年10月頃に結果を公表しています。

公表方法については、電子データとして県のホームページ(注2)で、冊子としては当室並びに生活部及び県民センターの情報公開窓口で閲覧できるようにしており、ご希望があれば、結果の概要や報告書を県からお送りしています。

(注2)

ホームページ URL <http://www.pref.mie.jp/KIKAKUK/HP/itimannin/questionnaire.html>

アンケート結果の活用方法(33件)

- ・ このアンケートの結果を県政に反映させるとのことだが、具体的には何をどのように反映させるのか。
- ・ このアンケートを十分県政に反映してほしい。

〔県の考え方〕

一万人アンケートは、県の行政運営の仕組みである「みえ行政経営体系」(注3)の中で、県民の皆様や市町村からの意見やニーズを把握し、その把握した内容を理解・分析する「広聴広報・情報マネジメント」の一つに位置づけています。

具体的な反映方法としては、まず、結果の全体について「県民しあわせプラン」に基づいて、翌年度どのような考え方で県政運営にあたるのかを示す「県政運営方針」の中に、県民の目線から見た県政の現状認識として反映させることとしています。県では、この方針に基づいて予算や人員な

ど翌年度の行政経営資源の配分を行うこととなります。

また、個別分野ごとの結果、地域別の結果については、県の各部署が所管する諸施策の展開の参考として活用することとしています。

さらに、県民しあわせプラン・戦略計画の数値目標として、一万人アンケートの県行政の各分野にわたる44項目の不満足意識の平均を活用しています。

なお、今年度のアンケート結果については、県民しあわせプラン・第二次実施計画（仮称）の策定にあたって参考にさせていただきます。

（注3）みえ行政経営体系

県政運営の仕組み全体を、「県政のマネジメントのベース」「広聴広報・情報マネジメント」「戦略策定」「戦略展開」「評価」の五つの枠組みに沿って体系的に再構築したもので、全体最適の観点から不断にマネジメントシステムを改善、進化させ、県民から見てより価値の高い行政サービスの提供を目指すもの。

調査票の構成（122件）

- ・ 分野別の質問項目数が多く内容も難しいので、もっと簡単に答えられるものにしてほしい。
- ・ 分野別の質問が抽象的で答えにくい。
- ・ 設問の用語が難しいので分かりやすくしてほしい。
- ・ 文字が小さく、回答するのに時間がかかり疲れた。
- ・ 重要意識、満足意識、認知意識の答え方が解らず苦労した。
- ・ 分野別質問の各項目について、県が取り組んでいる内容がわからない。

〔県の考え方〕

アンケートの調査票の構成については、多数のご意見をいただきました。

一般的に、アンケート調査の設問は一読して理解できるものであることが必要条件ですが、設問が長すぎる、難解な言葉を用いている、重要意識・満足意識をはじめとする選択肢の設定が不十分である、などのご意見をいただきました。一万人アンケートでは、県民ニーズがどのように変化したかなどについて時系列的に把握していくうえで、設問等に継続性を持たせる必要がありますのでご理解くださいますようお願いいたします。

また、アンケートの回答に時間がかかる、設問に対する答え方がわからないといったご意見もいただきました。

一万人アンケートでは、県民ニーズを明らかにすることを目的として、同じ質問において重要意識や満足意識など複数の回答を求める必要があります。いただいたご意見も踏まえまして、より簡単に答えていただけますよう、調査票の形式の見直しや、記入方法の説明や記入例の改善について検討をしていきます。

さらに、質問項目に関連して、県の取り組んでいる内容が解らないというご意見もいただきました。

「 アンケート実施方法」でも述べたとおり、一般的に、アンケート調査時に回答者に対して設問に関する過剰な情報を知らせることは、調査の結果をゆがめることにつながるとされており、本調査では、そのような資料は同封していません。

個人情報の取扱い（1件）

- ・ 無記名式といっておきながら、督促の葉書が届いた。チェックしているのか。

〔県の考え方〕

最近、国、地方公共団体、企業などで個人情報漏洩事故が発生しており、県民の皆様にはご迷惑、ご心配をおかけしています。個人情報が流出すると、当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあるため、個人情報の管理については、特に注意しています。

県としましては、個人情報保護法が制定・施行されたことも踏まえまして、今回の調査における具体的な対策として、三重県個人情報保護条例に基づき、委託業務受注業者と締結する委託契約書に特記事項として「個人情報の保護に関する事項」を設けました。この特記事項に基づいて、発注者である県が個人情報を適切に扱うことはもちろんのこと、委託業務受注業者に対しても、選挙人名簿から把握した個人情報の適切な取扱いを指示しています。

なお、把握した個人情報は、裁断するなど細心の注意を払いながら破棄します。

督促の葉書につきましては、既にご提出いただいたかたへのお礼も兼ねて、全員の方に郵送させていただいており、提出していただいた方をチェックしているわけではございませんので、ご了承ください。

調査への不信感（6件）

- ・ 突然こういうアンケートが来て返送してくれといわれても、悪用されるのではないかと疑ってしまう。他に方法はないのか。

〔県の考え方〕

最近、全国各地で、振り込め詐欺等、悪質な「利用した覚えのない請求」が横行しており、中には公的な機関に似た名称を語った手口も聞かれます。

アンケート調査対象者の方からは、お電話でも、調査の信ぴょう性を確認するためのお問い合わせをいただいております。前述のような悪質な手口が横行していることに私どもも閉口しています。

調査対象となった皆様、こうした悪質な請求を疑われることはやむを得ないことと認識しており、県としましても、できるだけ不信感を抱かれないようにするため、「県政だより みえ」でのアンケート実施のお知らせ、発送及び返信用の封筒は県仕様のものを使用する、調査票の回収先を県とする、といった対策を講じています。